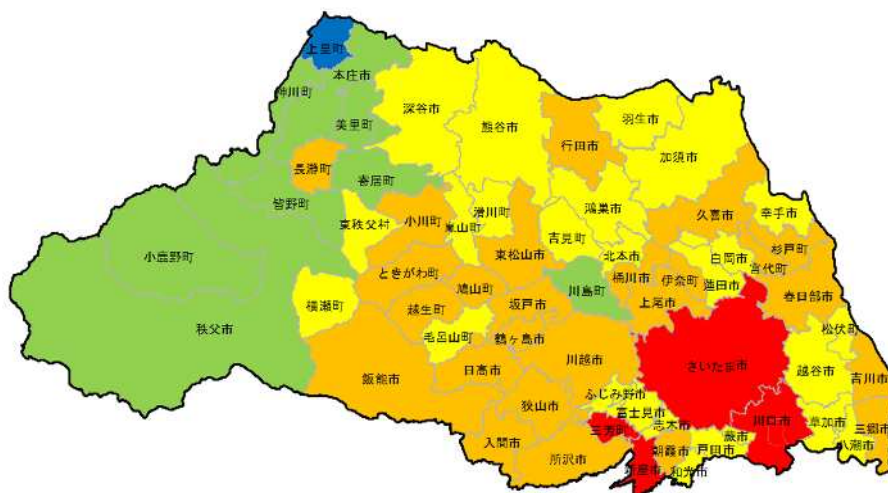


4 財政指標

(1) 経常収支比率

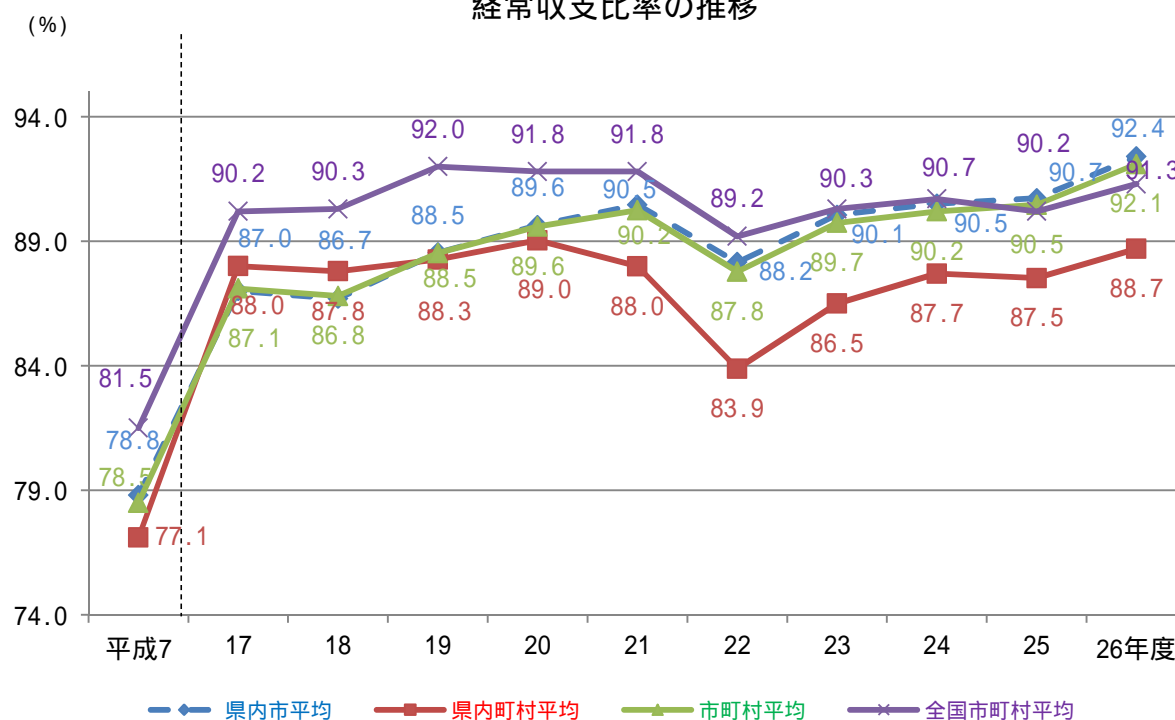


財政の弾力性を示す経常収支比率は、市町村平均（加重平均）92.1%となり前年度（90.5%）に比べて、1.6ポイント上昇しました。

市町村別では、財政運営上注意を要すると言われる90%を超える団体数は、29団体となり前年度（23団体）に比べて、6団体増加しました。

凡例	団体数		
	市	町村	計
80.0%未満	0	1	1
80.0～85.0%未満	2	6	8
85.0～90.0%未満	18	7	25
90.0～95.0%未満	17	8	25
95.0%以上	3	1	4
合計	40	23	63

経常収支比率の推移



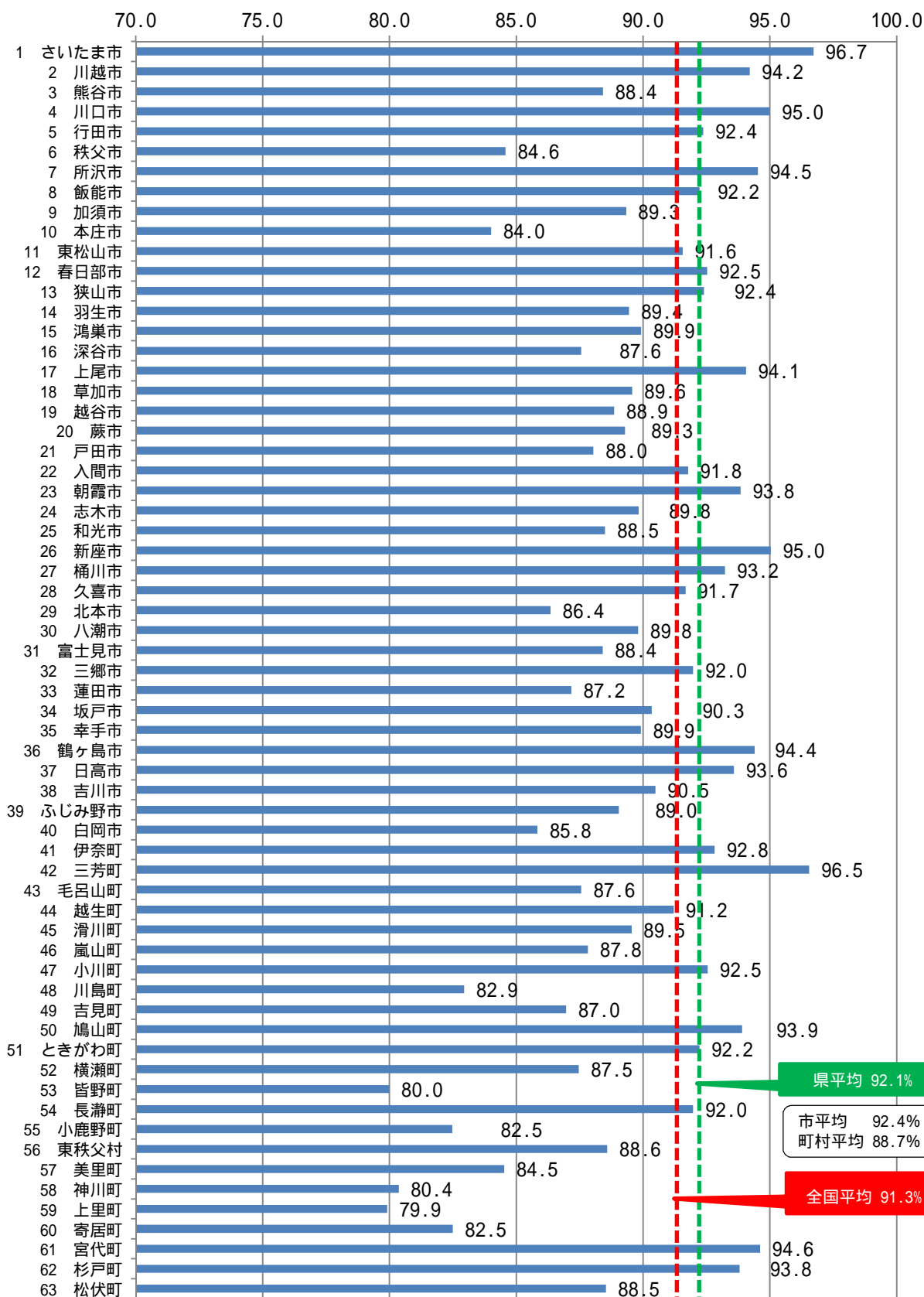
- 用語解説 -

経常収支比率

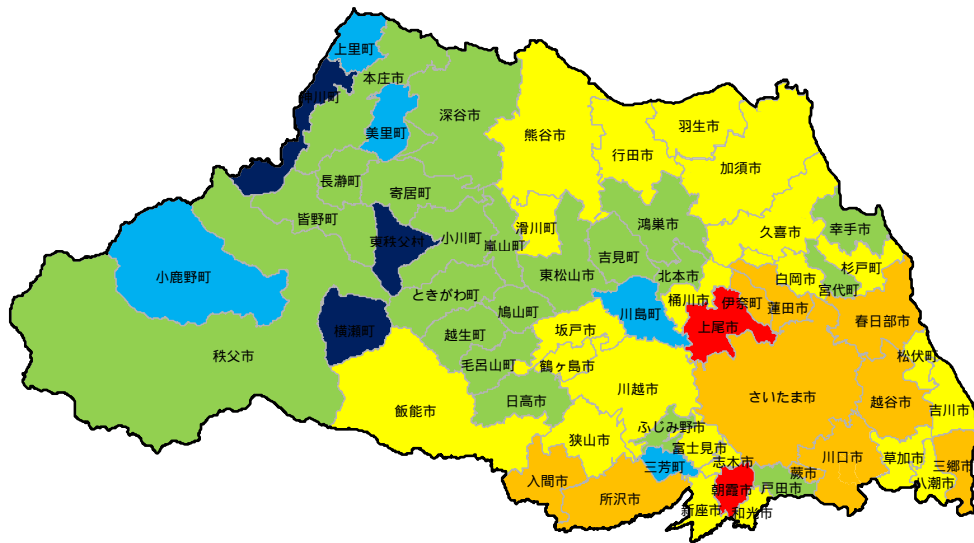
この比率は、経常一般財源（地方税、交付税等の例年決まって収入される団体が自由に使える財源）が、経常経費（人件費、扶助費、公債費等の例年決まって支出される経費）に、どの程度充当されているかを表したものであり、財政構造の弾力性を判断するために用いられます。

市町村別経常収支比率

(%)

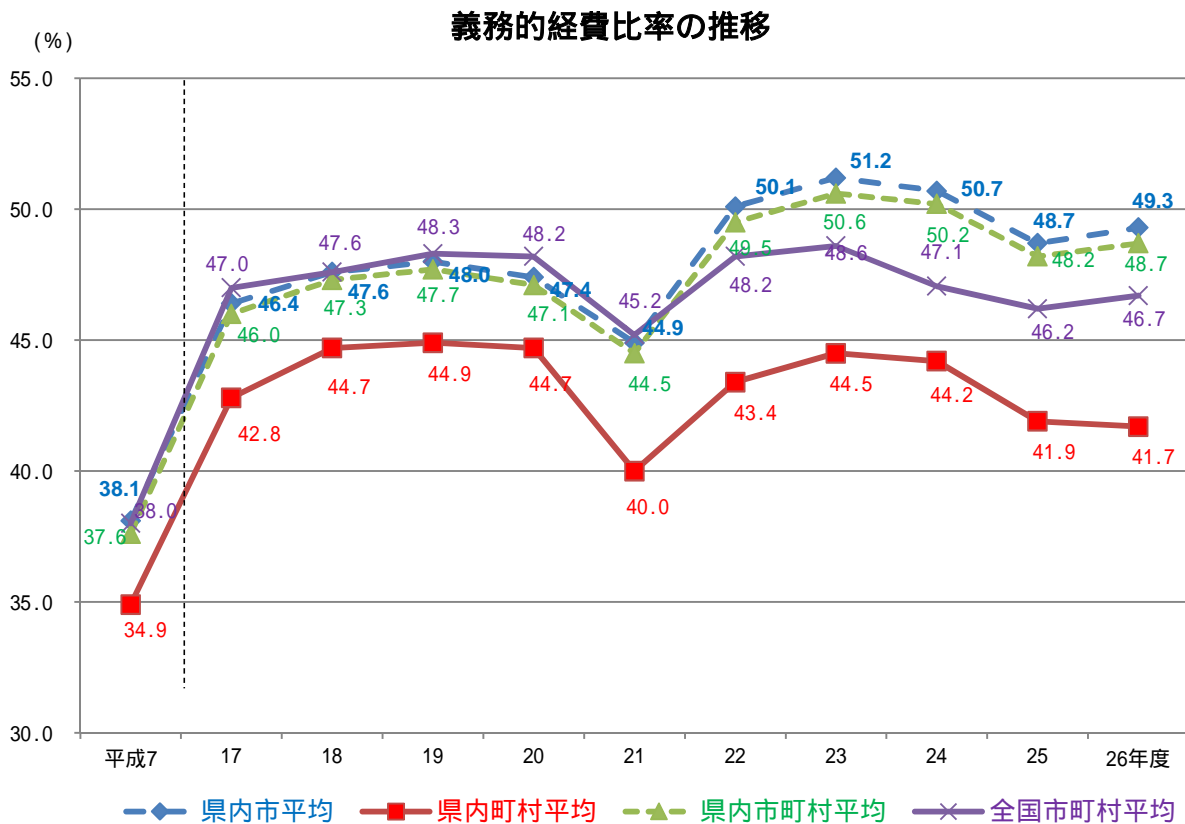


(2) 義務的経費比率



義務的経費比率は、市町村平均（加重平均）48.7%となり前年度（48.2%）に比べて、0.5ポイント増加しました。

凡例	団体数		
	市	町村	計
35.0%未満	0	3	3
35.0%～40.0%未満	0	5	5
40.0%～45.0%未満	10	11	21
45.0%～50.0%未満	19	3	22
50.0%～55.0%未満	9	1	10
55.0%以上	2	0	2
合計	40	23	63



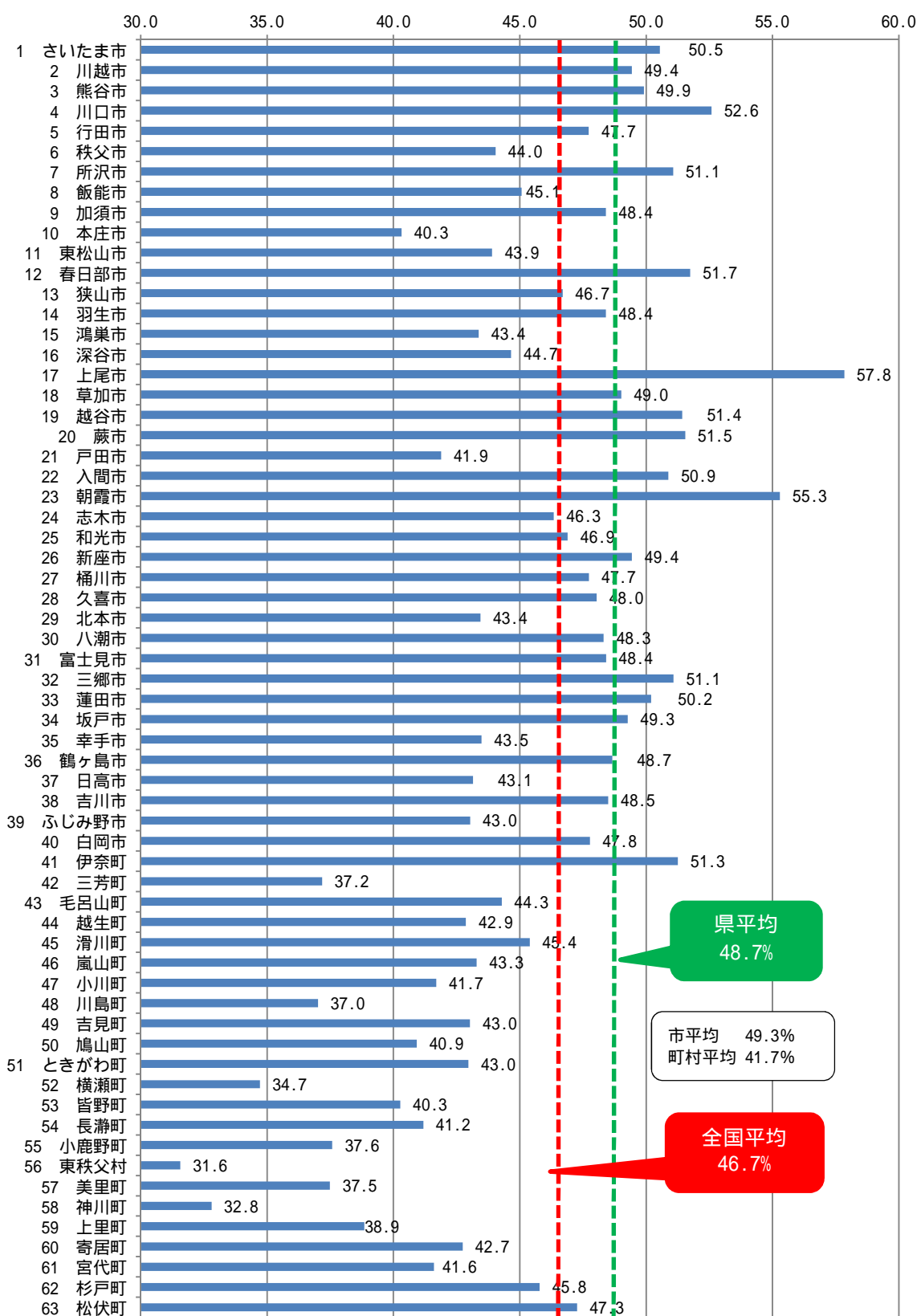
- 用語解説 -

義務的経費比率

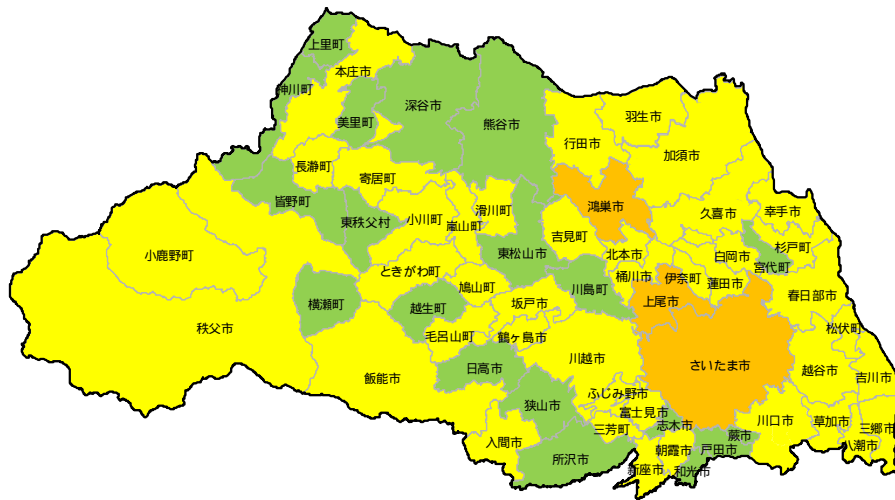
義務的経費比率は、歳出総額に占める義務的経費（支出が義務づけられ、任意に削減することができない硬直性が高い経費）の割合を表すものです。

市町村別義務の経費比率

(%)



(3) 公債費負担比率

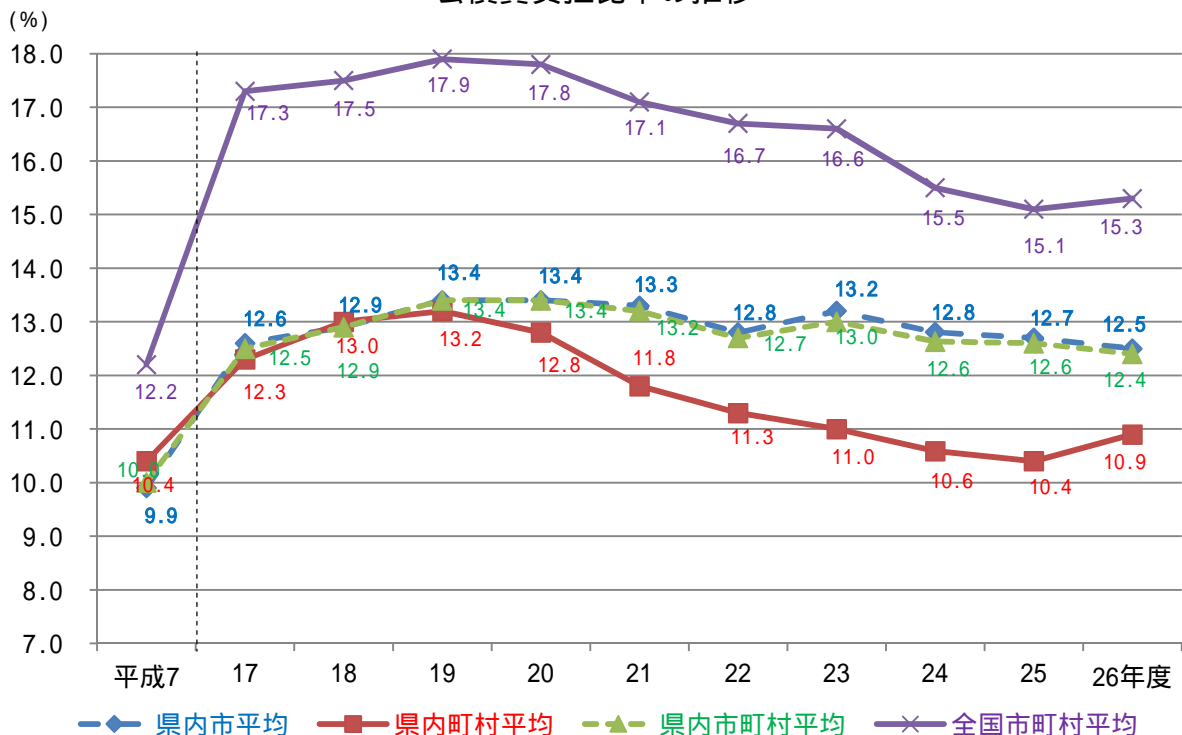


公債費負担比率は、市町村平均(加重平均)12.4%となり前年度(12.6%)と比べて、0.2ポイント減少しました。

警戒ラインとされる15.0%以上となった団体は3団体、危険ラインとされる20.0%以上の団体はありませんでした。

凡例	団体数		
	市	町村	計
5.0%未満	0	0	0
5.0%~10.0%未満	10	9	19
10.0%~15.0%未満	27	14	41
15.0%~20.0%未満	3	0	3
20.0%以上	0	0	0
合計	40	23	63

公債費負担比率の推移



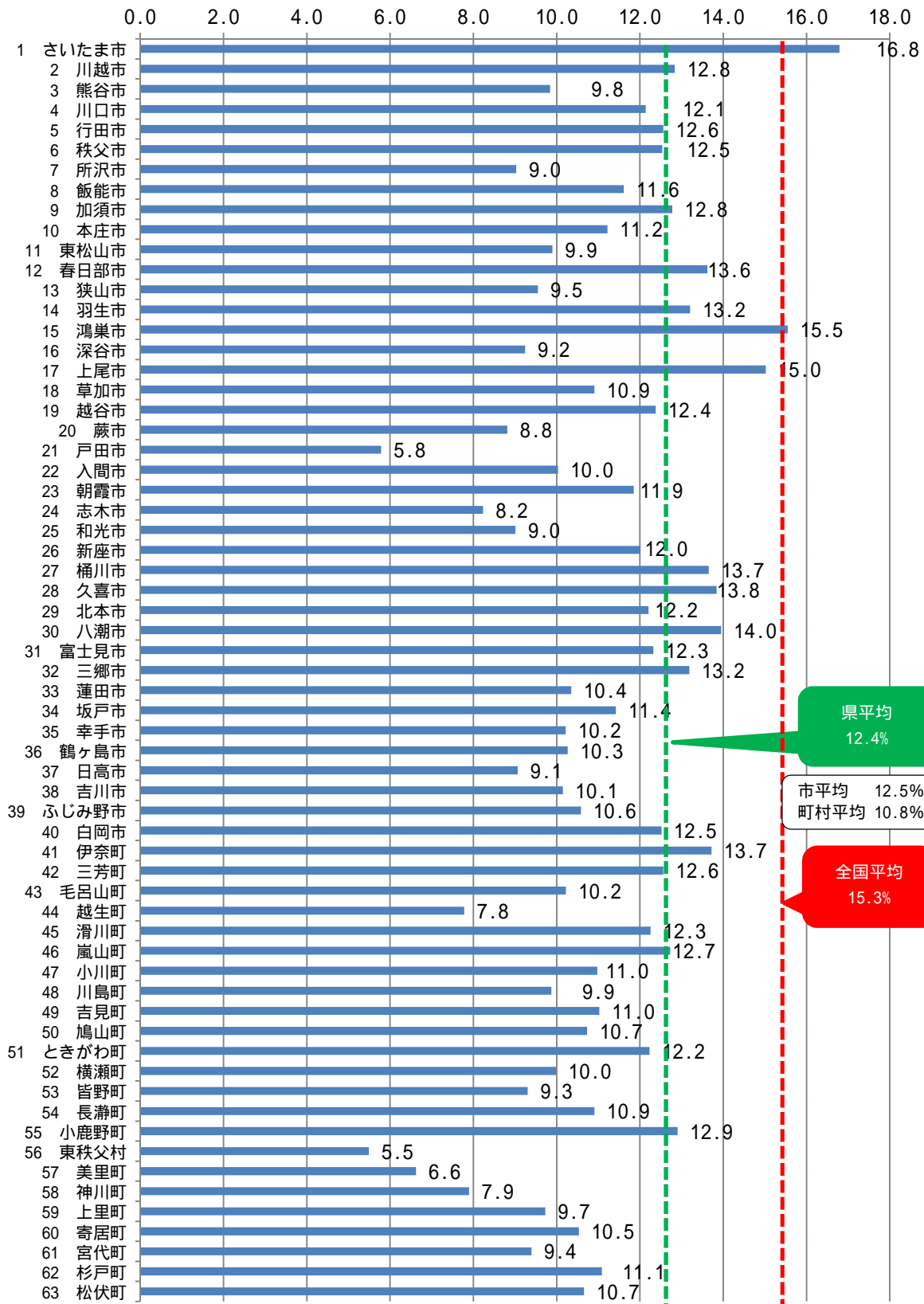
- 用語解説 -

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指数の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。

市町村別公債費負担比率

(%)



(4) 健全化判断比率

健全化判断比率は、各市町村において「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算出、公表することとされており、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標の総称です。県内市町村の各指標の状況については以下のとおりです。

(4) - 1 実質赤字比率 (早期健全化基準 11.25 ~ 15%、財政再生基準 20%)

実質赤字が発生している市町村はありませんでした。

(4) - 2 連結実質赤字比率 (早期健全化基準 16.25 ~ 15%、財政再生基準 30%)

連結実質赤字が発生している市町村はありませんでした。

- 用語解説 -

実質赤字比率

一般会計の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。
この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。
この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

一般会計等が単年度で返済する必要のある借入金の返済額が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。
この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることとなります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

準元利償還金：公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示すものです。
この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。

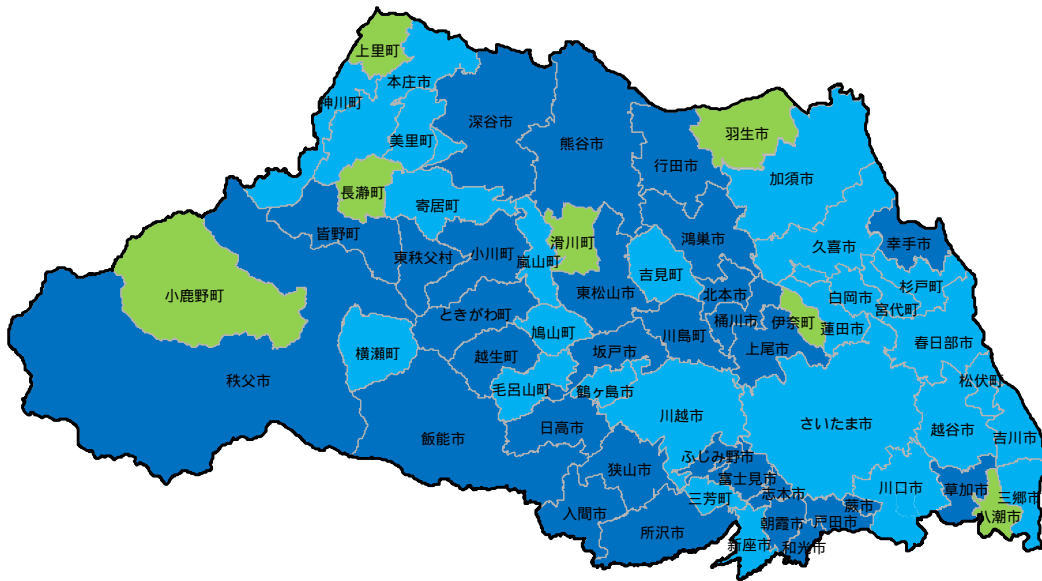
4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のうち1つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければなりません。

財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち1つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければなりません。

(4) - 3 実質公債費比率（早期健全化基準：25%、財政再生基準：35%）

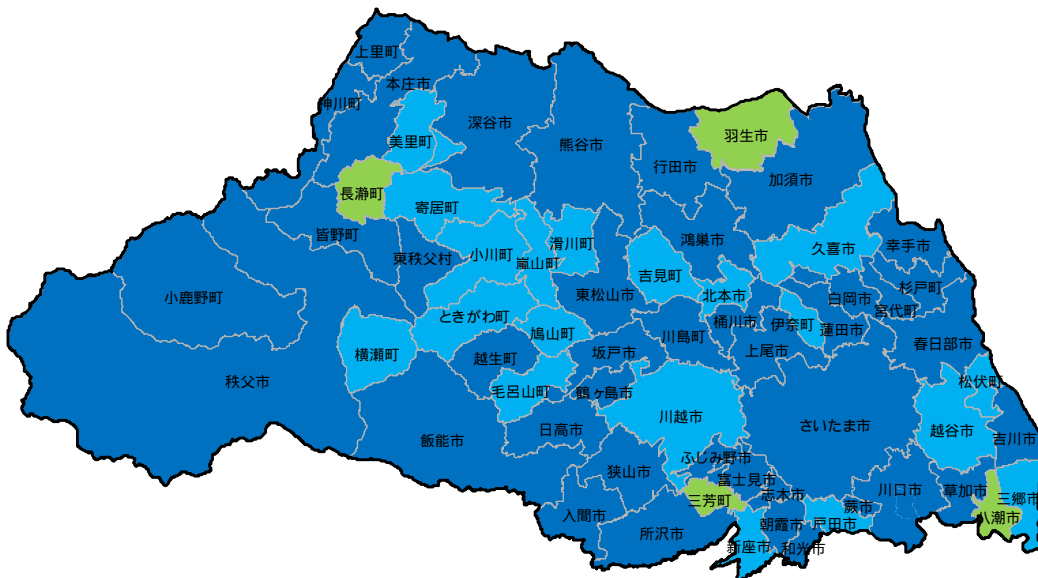


実質公債費比率は、市町村平均（加重平均）5.4%と、前年度（6.1%）に比べて0.7ポイント低下しました。

なお、起債許可となる18%以上となった団体はありませんでした。

凡例	団体数		
	市	町村	計
5.0%未満	24	6	30
5.0%～10.0%未満	14	12	26
10.0%～15.0%未満	2	5	7
15.0%～18.0%未満	0	0	0
18.0%～25.0%未満	0	0	0
25.0%以上	0	0	0
合計	40	23	63

(4) - 4 将来負担比率（早期健全化基準：350%、政令指定都市は400%）



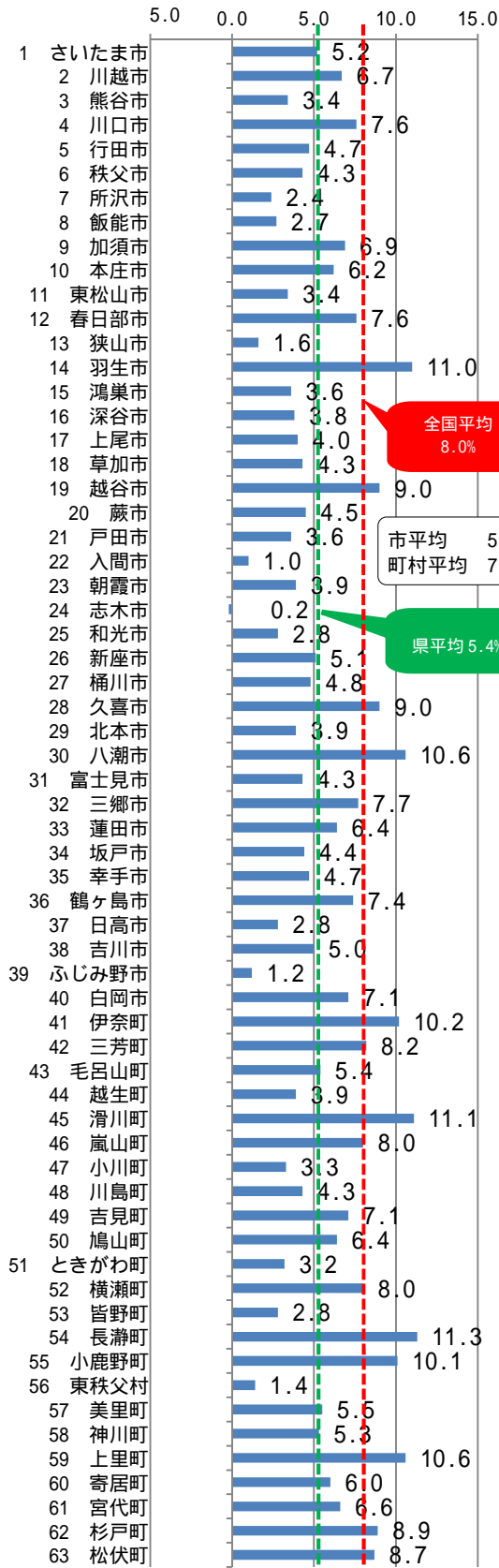
将来負担比率は、市町村平均（加重平均）31.5%となり前年度（34.2%）に比べ2.7ポイント低下しました。

なお、早期健全化基準以上となった団体はありませんでした。

凡例	団体数		
	市	町村	計
50.0%未満	31	9	40
50.0%～100.0%未満	7	12	19
100.0%～150.0%未満	2	2	4
150.0%～200.0%未満	0	0	0
200.0%～350.0%未満	0	0	0
350.0%以上	0	0	0
合計	40	23	63

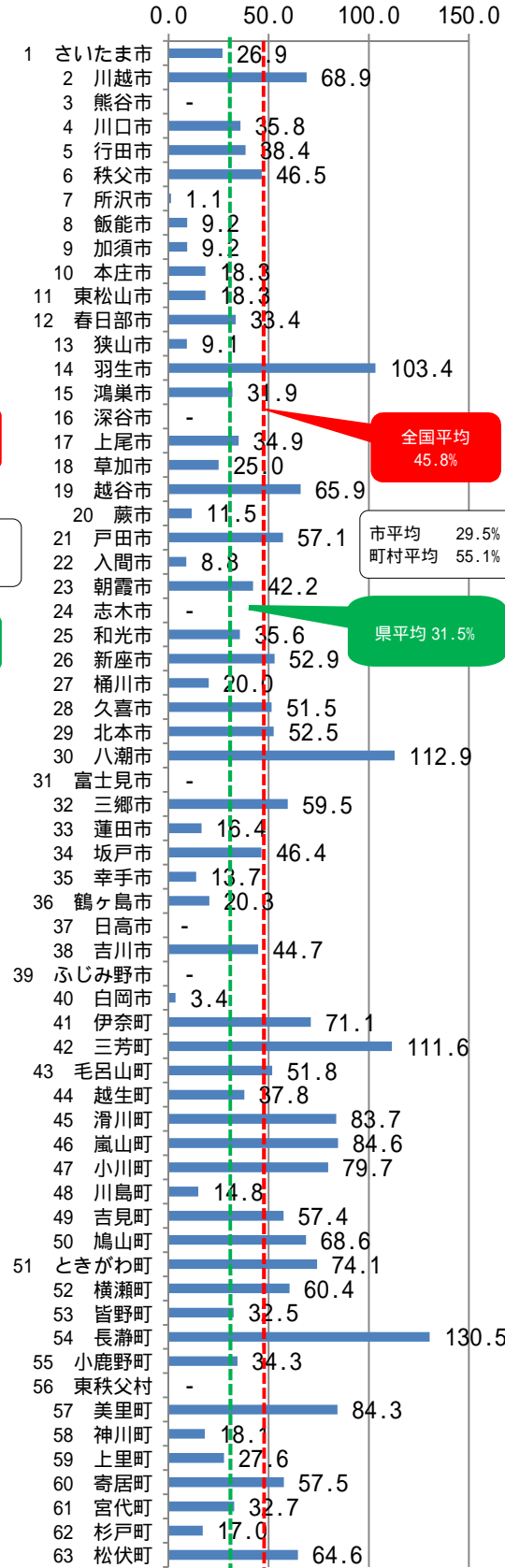
市町村別実質公債費比率

(%)



市町村別将来負担比率

(%)



市町村別財政力指数

